



発行 東京都

目次

公 告

○当せん金付証券の発売委託…(財務局主計部公債課)…一

雑 報

○当せん金付証券の発売委託 (三件) ………………二
……………(全国自治宝くじ事務協議会)…二

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和六年四月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百九十六回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和六年七月十七日から同年八月十三日まで

- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九千五百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千九百八十二万二千元
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千五十万円
- 九 受託申請期限 令和六年四月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九千五百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千九百八十二万二千元
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千七十万円
- 九 受託申請期限 令和六年四月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第二千五百九十七回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証券金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和六年八月七日から同月二十七日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九千九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千三百九十万九千三百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千八百九十六万円
- 九 受託申請期限 令和六年四月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第二千五百九十九回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和六年九月四日から同月十六日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して二億一千四百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千二百四十一万七千四百四十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して四千四百七十五万円
- 九 受託申請期限 令和六年四月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第二千五百九十八回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和六年八月十四日から同月二十七日まで

- 一 名称 第二千六百回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 一億円 五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和六年九月十一日から同年十月七日まで

雑報	五	当せん金の総額	一日まで 発売総額に対して四千七百五十万円
	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九百九十一万一千円
	八	その他発売経費	発売総額に対して六百四十万円
	九	受託申請期限	令和六年四月十六日
	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	一	名称	第二千六百一回東京都宝くじ
	二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚
	三	証券金額	一枚百円
	四	発売期間	令和六年九月二十五日から同年十月十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して八千三百九十万円	
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千三百七十一万七千九百九十円	
八	その他発売経費	発売総額に対して千八百九十六万円	
九	受託申請期限	令和六年四月十六日	
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	

雑報	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売委託について 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。 令和六年四月二日
	五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
	四	発売期間	令和六年七月三十一日から同年八月二十日まで
	三	証券金額	一枚二百円
	二	発売総額及び枚数	十億円 五百万枚
	一	名称	第千十六回全国自治宝くじ
	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千二百二十四万八千三百円
	八	その他発売経費	発売総額に対して五千四十万円
	九	受託申請期限	令和六年四月十六日
	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）	
四	発売期間	令和六年七月三十一日から同年八月二十日まで	
三	証券金額	一枚二百円	
二	発売総額及び枚数	十億円 五百万枚	
一	名称	第千十六回全国自治宝くじ	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千二百二十四万八千三百円	
八	その他発売経費	発売総額に対して五千四十万円	
九	受託申請期限	令和六年四月十六日	
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）	
四	発売期間	令和六年七月三十一日から同年八月二十日まで	
三	証券金額	一枚二百円	
二	発売総額及び枚数	十億円 五百万枚	
一	名称	第千十六回全国自治宝くじ	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千二百二十四万八千三百円	
八	その他発売経費	発売総額に対して五千四十万円	
九	受託申請期限	令和六年四月十六日	
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	

当せん金付証券の発売委託について
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和六年四月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
二 発売総額及び枚数
三 証券金額
四 発売期間
五 当せん金の総額
六 委託対象事務の範囲
七 売りさばき及び当せん金支払手数料
八 その他発売経費
九 受託申請期限
十 その他

第千十五回全国自治宝くじ
九億円 四百五十万枚
令和六年七月十七日から同月三十日まで
発売総額に対して四億二千七百五十万円
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
発売総額に対して八千四十二万七千六百円
発売総額に対して四千四百八十万円
令和六年四月十六日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
二 発売総額及び枚数
三 証券金額
四 発売期間
五 当せん金の総額
六 委託対象事務の範囲
七 売りさばき及び当せん金支払手数料
八 その他発売経費
九 受託申請期限
十 その他

第千十六回全国自治宝くじ
十億円 五百万枚
令和六年七月三十一日から同年八月二十日まで
発売総額に対して四億七千五百万円
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
発売総額に対して九千二百二十四万八千三百円
発売総額に対して五千四十万円
令和六年四月十六日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
二 発売総額及び枚数
三 証券金額
四 発売期間
五 当せん金の総額
六 委託対象事務の範囲

第千十六回全国自治宝くじ
十億円 五百万枚
令和六年七月三十一日から同年八月二十日まで
発売総額に対して四億七千五百万円
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
発売総額に対して九千二百二十四万八千三百円
発売総額に対して五千四十万円
令和六年四月十六日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億八十二万一千五百円
 八 その他発売経費
 発売総額に対して五千六百万円
 令和六年四月十六日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千十七回全国自治宝くじ
 六十億円 三千万枚
 (二十億円を一単位(一ユニット)として三単
 位(三ユニット)。)
 一枚二百円

二 発売総額及び枚数
 令和六年八月九日から同年九月三日まで
 発売総額二十億円に対して九億四千九百九十万円

三 証券金額
 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

四 委託対象事務の範囲
 発売総額二十億円に対して一億二千九百八十一万
 四千九百九十円
 四千万枚

五 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額二十億円に対して一億五千七百六十万円
 令和六年四月十六日

六 その他発売経費
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 七 その他

一 名称
 第千十八回全国自治宝くじ
 九億円 三百万枚
 一枚三百円

二 発売総額及び枚数
 令和六年八月九日から同月二十七日まで
 発売総額に対して四億一千四百万円

三 証券金額
 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

四 委託対象事務の範囲
 発売総額に対して七千四百七十九万四千五百円
 発売総額に対して七千二百九十九万九千九百九
 円
 令和六年四月十六日

五 売りさばき及び当せん金支払手数料
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 六 その他

一 名称
 第千十九回全国自治宝くじ
 五億円 五百万枚
 一枚百円

二 発売総額及び枚数
 令和六年八月二十一日から同年九月十日まで

五 当せん金の総額
 発売総額に対して二億四千万円
 六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して五千四百二十四万一千円
 発売総額に対して五千三百十万円
 令和六年四月十六日

八 その他発売経費
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千二十回全国自治宝くじ
 七億円 三百五十万枚
 一枚二百円

二 発売総額及び枚数
 令和六年八月二十一日から同年九月三日まで
 発売総額に対して三億三千二百五十万円

三 証券金額
 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

四 委託対象事務の範囲
 発売総額に対して七千九百九十四万四千四百
 円
 発売総額に対して三千九百二十万円
 令和六年四月十六日

五 売りさばき及び当せん金支払手数料
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 六 その他

一 名称
 第千二十一回全国自治宝くじ
 九億円 四百五十万枚
 一枚二百円

二 発売総額及び枚数
 令和六年八月二十八日から同年九月十六日まで
 発売総額に対して四億二千七百五十万円

三 証券金額
 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

四 委託対象事務の範囲
 発売総額に対して八千九百十五万九千四百円
 発売総額に対して五千四十万円
 令和六年四月十六日

五 売りさばき及び当せん金支払手数料
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
 六 その他

一 名称
 第千二十二回全国自治宝くじ
 十億五千万円 三百五十万枚
 一枚三百円

二 発売総額及び枚数
 令和六年八月二十八日から同年九月十六日まで
 発売総額に対して四億八千三百万円

六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して八千五百七十八万九千五百五十円
八	その他発売経費	発売総額に対して八千五百十五万五千円
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十二十三回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十一億円 五百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年九月四日から同月二十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億二千二百五十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億一千百五十八万六千二百円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千六十万円
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十二十六回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	八億円 四百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年九月二十五日から同年十月八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億八千万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して八千四百四十八万八千円
八	その他発売経費	発売総額に対して四千四百八十万円
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一	名称	当せん金付証券の発売委託について 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。 令和六年四月二日
二	発売総額及び枚数	全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百合子 第百回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚
三	証券金額	（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円
四	発売期間	令和六年七月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚
三	証券金額	（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円
四	発売期間	令和六年七月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

六	委託対象事務の範囲	状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百十三万一千三百三十二円。
八	その他発売経費	ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百二回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年七月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百七十七万五千五百十六円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚二百円

四	発売期間	令和六年七月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六万六千七百五十三円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚百円
四	発売期間	令和六年七月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年四月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和六年四月二日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百五回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

二 発売総額及び枚数

七億五千万円 百五十万枚
 （二億五千万円を一単位（一ユニット）として
 三単位（三ユニット））。ただし、発売状況によ
 り、原則発売総額の百五十パーセントを上限と
 してユニット単位で増額する場合がある。）
 一枚五百円

三 証券金額

令和六年八月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただ
 し、発売状況等により増減する場合がある。

五 当せん金の総額

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲

発売総額に対して九十万二千八百五十三円。た
 だし、発売状況等により増減する場合がある。

七 当せん金支払手数料

発売総額に対して一億四百四十七万五千円。ただ
 し、発売状況等により増減する場合がある。

八 その他発売経費

令和六年四月十六日

九 受託申請期限

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

十 その他

第百六回インターネット専用全国自治宝くじ

一 名称

(クイックワン)

二 発売総額及び枚数

六億円 二百万枚
 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位
 （二ユニット））。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額

令和六年八月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 当せん金支払手数料

状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して百十三万一千三百三十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。

八 その他発売経費

令和六年四月十六日

九 受託申請期限

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

十 その他

第百七回インターネット専用全国自治宝くじ

一 名称

(クイックワン)

二 発売総額及び枚数

六億円 二百万枚
 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位
 （二ユニット））。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

三 証券金額

令和六年八月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。

五 当せん金の総額

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲

発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。

七 当せん金支払手数料

令和六年四月十六日

八 その他発売経費

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

九 受託申請期限

第百八回インターネット専用全国自治宝くじ

十 その他

(クイックワン)

一 名称

六億円 三百万枚
 （一億円を一単位（一ユニット）として六単位
 （六ユニット））。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）
 一枚二百円

二 発売総額及び枚数

証券金額

令和六年八月一日から同月三十一日まで

三 証券金額

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

四	発売期間 当せん金の総額	令和六年八月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十一万六千二百七十四円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千八百二十六万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年四月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百九回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単 位(六ユニット))。ただし、発売状況により、 原則発売総額の百五十パーセントを上限として ユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和六年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年四月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百十回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和六年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十六万二千九百六十八円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年四月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百十一回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和六年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年四月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百十二回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位

一 名称	第百十三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二 発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三 証券金額	令和六年九月一日から同月三十日まで
四 発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五 当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	発売総額に対して百六万六千七百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和六年四月十六日
九 受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十 その他	
一 名称	第百十四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二 発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三 証券金額	令和六年九月一日から同月三十日まで
四 発売期間	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五 当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和六年四月十六日
九 受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十 その他	

一 名称	第百十四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二 発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三 証券金額	令和六年九月一日から同月三十日まで
四 発売期間	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五 当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和六年四月十六日
九 受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十 その他	

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

